

令和7年度

第57回 代表委員会



令和7年5月25日
宮崎県校長会館

(ハイブリッド開催)

宮崎県教育研究連合会

結 成 宣 言

勤評闘争以来、日ごとに混乱の度を深めていく本県教育界の現状を憂い、教育正常化の実現を目指す同志の団体が県下各地に生まれた。この動きは、更に市町村段階の組織から教育事務所単位へと拡大し組織化されていった。

やがて、県組織化への高まりとともに、その機、熟してここに宮崎地区教育有志会、南那珂教育協会、都北教育同志会、西諸地区教育同志会、西都地区教育研究会、県北教育研究会、西臼杵郡教育協議会の連合体として、宮崎県教育研究連合会（宮教研連）が結成され、職能団体として発足した。われわれは待望の結成の日を迎えよるこびにたえない。

よって今後は、本会の綱領・基本方針に従って、規約に定めるところを誠実に実践し、教育者としての良識と勇気、また燃える教育愛を基盤として、その上に相互の理解と信頼、友情による強固な団結を図り、本会の発展のために断固邁進するものである。

宮崎県教育研究連合会の理想とする、健全正常な教育の実践活動と研修活動は、必ずや社会の信頼を得て、正しい日本の発展、本県教育の振興に寄与するところ大なるものがあると確信するものである。

ここに、本会の所信を披れきして宣言する。

昭和44年2月9日

宮崎県教育研究連合会

令和7年度 第57回 代表委員会 次第・目次

○	結成宣言	
○	綱領、基本方針、組織	1-2
○	議事	
		評議員会 代表委員会	
	(1) 規約改正	(報告) (承認)	3-6
	(2) 令和6年度 事業実績	(報告) (承認)	7
	(3) 令和6年度 一般会計決算・監査	(議決) (承認)	8-9
	(4) 令和7年度 本部役員(案)	(議決) (報告)	10-11
	(5) 令和7年度 努力目標及び事業計画(案)	(議決) (議決)	12-13
	(6) 令和7年度 会費(案)	(議決) (議決)	14-15
	(7) 令和7年度 一般会計予算(案)	(議決) (議決)	16
	(8) 令和7年度 代表委員会大会宣言(案)	(議決) (承認)	17
連絡	令和7年度 研修事業について	18
	令和7年度 研究員制度について	19
	広報メールグループ(MKKR-MG)への加入	20-21
資料	会則	22-24
	慶弔規定	25
	会費規則	26
	支部規定	27
○	美しい日本人の心とは	28
○	全日教連の歌	29

宮崎県教育研究連合会

1 綱領

～美しい日本人の心を育てる教育の創造～

- (1) わたしたちは、社会的及び歴史的使命を自覚し、教育関係職員としての人格見識の高揚に努め、中正不偏の教育を推進する。
- (2) わたしたちは、教育関係職員として研修の充実を図り、世界の平和と文化国家日本の発展、及び宮崎県の教育水準の向上に貢献する。

2 基本方針

- (1) 本会は、学校教育に携わる誇りと職責を自覚する教育関係職員の組織とする。
- (2) 本会は、宮崎県民の負託に応えるために、研修と実践を通じて資質向上に努め、ひいては宮崎県の教育の充実と発展に寄与する。
- (3) 本会は、会員の主体性を尊重しながら組織の拡大を図り、民主的運営による職能団体とする。
- (4) 本会は、各交会活動の育成強化に努め、相互の連絡及び協力を強固にするとともにその自主性を損なわないように運営する。

3 県民の負託に応え、時代の流れに柔軟に対応する宮崎県教育研究連合会

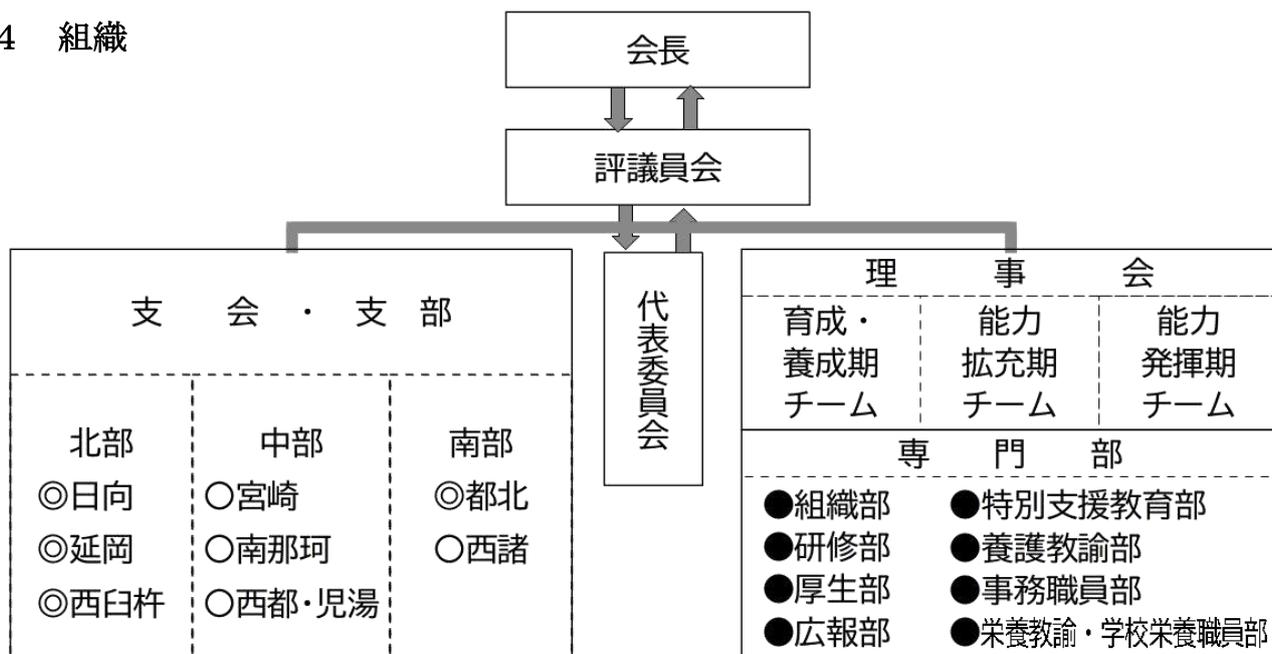
宮崎県教育研究連合会（宮教研連）は、昭和44年2月に結成して以来、50年以上に亘り、健全正常な教育の実践活動と研修活動の実践を目指して、会員一人一人が使命感をもって児童生徒の教育に当たってきました。教育に携わる者は、教育基本法に示される教育の目的を実現するために、専門的知識と実践的指導力を備え、豊かな人間性と社会性を身に付けた教育専門職でなければなりません。

そこで、宮教研連は、教職員の資質向上と安心して職務に専念できる環境を整えるために、更なる活動の充実を図り、会員相互の繋がりを一層深くし、組織強化に努めます。そして、宮教研連の活動を広く周知し、我々とともに研究と修養に努める仲間を増やし、組織の拡充に努めます。さらに、宮崎の未来を担う児童生徒一人一人と、その保護者の幸せを願いつつ、教育現場の抱える今日的諸課題の解決に正面から立ち向かい、県民の負託に応える教育を確立していくことにこれからも尽力してまいります。

加えて、未来に向かって邁進する組織であり続けるために、昨今の急激な社会や教育界の変革に柔軟に対応できる

- (1) 職能団体として研究員制度を中核にした研究を深め、修養を積むことで教職員としての資質・能力の向上を目指す。会員のニーズに応じた本部主催の研修会等を実施するほか、各支会における研究推進を支援し、各種研修会等への活動助成を行う。
- (2) これまで受け継がれてきた永い歴史と伝統を次世代につないでいくため、会員相互の学び合いを通して切磋琢磨するとともに、次世代を担う若手の先生方にも積極的に参加を呼びかけていく。また、学校現場の課題解決につながる事業を展開するなど、良識ある教育活動団体として各方面からの高い評価と信頼を損なわないよう、真摯な取組を続け、組織を時代に合わせて進化させ、組織拡大・強化に努める。
- (3) 全日本教職員連盟及び日本教育文化研究所の加盟団体として、両団体が主催する教育研究全国大会や教育シンポジウム等への会員の派遣、親守詩事業への参加協力等の活動に積極的に取り組む。さらに、教育諸制度改善へ向けた取組等、全国規模の様々な活動にも協力する。

4 組織



※女性教職員部・青年部は、組織部に統合(令和4年度から)

○ 組織部	<ul style="list-style-type: none"> ・会員獲得の計画を立て、ちらしの作成、配布等の情宜活動を行う。 ・会員相互や支会間、本部と支会間の情報交換・連携協力体制を整備し、組織強化を図る。 ・女性会員、若年層、中堅から管理職にわたる幅広い層の新規会員勧誘・獲得を強力に推進する。
○ 研修部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び支会の研修計画を立案し、研究紀要を発刊する。 ・支会の研修、年間計画の立案及び実践を支援する。 ・講演会や講習会等の立案及び講師の選定を行う。 ・全日教連主催の各種大会に参加する。
○ 厚生部	<ul style="list-style-type: none"> ・全日教連共済への加入促進に努める。 ・要望活動を推進すると共に、会員の親睦を図る。 ・会員の慶弔に関する業務を行う。
○ 広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部と各支会広報部との情報交換を行う。 ・会報を発刊し、会の活動状況を理解する。 ・ホームページ、ブログ、メール等による情報発信を行う。 ・各交会の活動の情報を交換する。
○ 特別支援教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する情報収集と会員のニーズに応じた情報提供に努める。 ・情報交換や組織のネットワーク確立を推進し、会員獲得に努める。 ・会員相互の親睦を図る。
○ 養護教諭部	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭部の会員加入に努める。 ・時代の要請に即応した研修計画を立案し、その充実を図る。
○ 事務職員部	<ul style="list-style-type: none"> ・研修活動、要望活動を盛んにし、専門職としての資質の向上を図る。 ・中正不偏の教育を推進し、新会員の獲得に努める。 ・情報交換を盛んにし、相互の親睦を図る。
○ 栄養教諭・学校栄養職員部	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭及び学校栄養職員の会員加入に努める。 ・研修活動を計画的に推進する。 ・会員及び賛助会員の獲得に計画的に努力する。
○ 本部 (理事会)	<ul style="list-style-type: none"> ・各会議、専門部会等の運営の円滑化を図り、まとめを行う。 ・各種外部団体との連携及び講師の斡旋を行う。 ・全日教連及び教文研主催の各種行事に参加する。 ・宮教研連本部の事業を執行する。

宮崎県教育研究連合会会則改正提案理由

宮崎県教育研究連合会は、ここ数年来、会員減少については、一定割合での減少となっていた、しかし、令和6年度には、これまでの倍程度の急速な減少となった。このため、支会の中には、その運営に支障を来す状況となっている支会もでてきている。支会の統廃合は宮教研連全体の問題となっているため、全支会での協議と一定の合意をもって進める必要があると考え、関係規約等の改正議案を提案する。

なお、規約改正は、本来、代表委員会において議決すべき事項であるが、規約第11条2項の規定に基づき、本規約改正が「事業推進上必要な事項」である場合は、支会長会での議決が可能とされている。

そこで、本議案が「事業推進上必要な事項」であることを確認した上で、年度末多忙時に臨時の代表委員会を開催することは極めて困難なため、支会長会での議決をもって、改正することを提案するものである。

宮崎県教育研究連合会会則改正に係る基本方針

この基本方針は、令和6年度における急速な会員減に伴い、支会運営が困難になっている状況に対応するため、令和7年度当初からの運営を円滑にすすめるため、令和6年度中に規約改正を行うためのものである。本基本方針は、宮崎県教育研究連合会(宮教研連)の創設以来の歴史と今後の在り方を見据えて策定したものである。

1 支会の在り方

宮教研連は、そもそも支会の連合体として創設された経緯を踏まえ、支会の統廃合に関しては、支会の意思を尊重することが第一義である。

ただし、人事異動などで会員が支会間をまたいで異動している実態や、近年の全県的な急速な会員減等もあいまって、支会の統廃合は宮教研連全体・会員全体の問題となっている事を鑑み、各支会における慎重な議論をお願いしたい。

2 全日教連との関係

宮教研連と全日本教職員連盟(全日教連)は、全日教連創立時から、宮教研連とは切っても切れない深い関係にある。したがって、宮教研連の会員数が先細りごく少数となっても、会員がいる限りは、また、全日教連が存続している限りは、全日教連を脱退することはできない。

このため、宮崎県から宮教研連の火を消すことが無いよう、存続に全力を傾ける必要がある。

3 規約等改正方針

- ① 支会が解散し、消滅した地域にいる会員を第一に考えること。地域に支会がなくなっても、宮教研連の会員であり続けたいという会員に対して、他地区と比べて大きな不利益が生じないようにすること。そのため、支会がなくなった地域に新たに県傘下の「支部」をおく。
- ② 支部会員会費の減額に努めること。支部では、支会主催事業が実施されなくなり、研修の機会が少なくなるため、現行会費の「県負担金+支会会費」に対して、支部会員会費は「県負担金+通信郵送費」として、現行よりも安価になるよう設定する。
- ③ 支会会員の研修機会の確保すること。県本部主催の研修事業の拡充に努めるとともに、できるかぎり、オンラインやハイブリッド、サテライト方式で実施するなど、県内全域、特に、支部傘下の会員の参加促進を図る。

第1号議案

参考資料 宮崎県教育研究連合会のこれまでとこれから ～支会の統廃合問題に関しての基本的な考え方～

宮教研連事務局

○ 宮教研連の結成

宮崎県教育研究連合会(以下「宮教研連」と略す)は、昭和44年2月9日の結成宣言に記されているように、宮崎県内各地にあった教育正常化を目指す同志の8団体の連合体として結成されました。そのため、本会の名称は「〇〇連合会」となっているのです。

現在では、その各地にあった同士の会を「…支会」と称しています。

○ 宮教研連と全日教連との関係 ～ 全日教連結成時

宮教研連は全国組織である『全日本教職員連盟(「全日教連」と略す)』(会員数約2万人弱)に加入しています。

今から50年前、全日教連が発足するとき、教育正常化のためには、全国組織が必要であるとの動きが興り、この考えを有する団体が発起人となり、全国有志に声をかけました。その発起団体となったのは、宮教研連をはじめ、栃木、岐阜、山口、徳島、香川の各県の6団体です。そうして結成された全日教連の初代委員長には、当時、宮教研連会長であった川崎哲夫先生(故人)(西池小学校長)が就任されました。宮崎県には、宮教研連の会員が、現職のまま東京本部での専従職員として勤務できる制度がありません。そのため、川崎哲夫先生は、西池小学校長を退職して、委員長に就任されたのです。まさに、一身を擲ってのご就任だったわけです。

この結成のいきさつから、発起6団体の代表が、全日教連の副委員長に就任するという、現行の役員制度につながっています。

○ 宮教研連と全日教連との関係 ～ 宮崎からの発信

宮崎県は、人口割合では、国の100分の1です。したがって、国の制度で100名の加配があついても、宮崎県には1名の割当しかありません。逆に宮崎県の意見は、単独ではそれほど重要視されないかもしれませんが、しかし、全日教連の一員となると話は俄然違ってきます。全日教連は、国会や文部科学省とも友好的な関係にあり、重要な政治局面で、しばしば意見を求められています。

先日も教育調整額増額の議論に関して、全日教連は文部科学省で記者会見を行いました。その場に宮教研連の理事も参加し同席しています。最近でも、部活動指導員制度、コロナ禍への様々な対応、働き方改革など、いろいろな場面において、本県の意見を全日教連として発言することにより、実現に繋げています。

○ これからの宮教研連 ～ 支会の在り方

前述のように、宮教研連は、もともとは支会の連合体です。そこで、支会が統廃合することに関しては、宮教研連の規約には定めがありません。支会の統廃合等は支会がそれぞれの判断で実施すべきことであるということです。

しかし、近年の全県的な急速な会員減等もあいまって、支会の統廃合は宮教研連全体の問題となっているため、各支会では、慎重なご議論をお願いしたいところです。

また、宮教研連の会則も、支会の存在を前提にしているため、支会がなくなっても対応できるよう、今年度中に会則の改定を検討します。

○ これからの宮教研連 ～ 全日教連との関係

前述のように、宮教研連と全日教連とは切っても切れない関係にあります。したがって、宮教研連の会員数が先細りごく少数となっても、会員がいる限りは、また、全日教連が存続している限りは、全日教連を脱退することはできない、ということをご理解を頂きたいと思えます。

そのため、宮崎県から宮教研連の火を消すことが無いよう、存続に全力を傾けて参ります。

会則の改定について

条・項	改正前	改正後
第6条	この会は、県内の 8支会 で組織する。	この会は、 県内の支会及び個人会員 で組織する。
第6条の2	－(新規追加)	支会が存在しない地域に、支部をおく。支部については、理事会規則で、別に定める。
第8条	この会に次の機関を置く。 1. 代表委員会 2. 三役会 3. 支会長会 4. 理事会 5. 支会理事長会	この会に次の機関を置く。 1. 代表委員会 2. 三役会 3. 評議員会 4. 理事会
第9条の3	代表委員会は、本会の役員及び 8支会 の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。(以下略)	代表委員会は、本会の役員及び 支会・支部 の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。(以下略)
第11条	支会長会は、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。(以下略)	評議員会は、支会・支部の代表である評議員で構成し、 代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。(以下略)
第14条	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は 各ブロックの代表4名 と女性職員1名で構成する。 ○ 会長(1名) ○ 副会長(5名) ○ 理事長(1名) ○ 副理事長(3名) ○ 理事(20名以内、会長が必要とする数) ○ 監事(3名) ○ 会計(1名)	この会に、次の役員を置く。但し、副会長は 支会・支部代表3名 と女性職員1名で構成する。 ○ 会長(1名) ○ 副会長(4名) ○ 理事長(1名) ○ 副理事長(3名以内) ○ 理事(支部理事を含む 、20名以内、会長が必要とする数) ○ 監事(2名) ○ 会計(1名)
第14条の2	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、 支会長会 で審議し、代表委員会で承認する。	会長及び副会長、理事長、会計、監事は、 評議員会 で審議し、代表委員会で承認する。
第15条の(5)	(5) 理事は、理事会の業務を分掌する。	(5) 理事は、理事会の業務を分掌する。 支部理事は、支部に関する業務も^{つかさど}掌る。

第1号議案

条・項	改正前	改正後
第21条	この会の経費は、各支会の負担金・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。	この会の経費は、各支会の負担金・支部会員会費・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。
第21条の2	各支会の負担金の額は、代表委員会で決める。	各支会の負担金及び支部会員会費の額は、代表委員会で決める。
第23条	第2条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。	第2条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第23条の2	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする	賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。
第23条の3	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、支会長会で協議し、決定する。	会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、評議員会で協議し、決定する。
慶弔規定 第3条	会員に慶弔が生じた時、当該支会会長・理事長は、直ちに本部事務局へ報告するものとする。	会員に慶弔が生じた時、当該支会長・支会理事長、及び、支部理事は、本部事務局へ報告するものとする。

第2号議案

令和6年度 事業報告

R7.3.31

月	宮崎県教育研究連合会	曜日	参加	全日教連関連行事	曜日	参加
4	三役会(H) EPM①(W)	17日(水)	(3)	全日教連二役会・本部役員会(AM)(W) 第235回執行委員会・局会議(W) 令和5年度監査	6日(土)	(1)
		20日(土)	(4)	13(土)~14日(日)(1) 20日(土) -		
5	第1回教師力向上セミナー(H)(AM) 第1回理事会(W) EPM②(W)Open 第1回支会長会・支会理事長会(書面) 第54回代表委員会(W)(AM)	11日(土)	(4)	第1回教育問題審議委員会 第1回専門部会 専門部要請行動 第91回評議員会 積立年金制度申込締切	12日(日)	(1)
		21日(火)	(8)	12日(日)(4)		
		18日(土)	(5)	13日(月)(1)		
		25日(土)	(18)	19日(日)(2)		
		25日(土)	(18)			
6	EPM③(W) 第2回理事会(H)(PM) EPM④(W) 日台教育交流	1日(土)	(4)	第236回執行委員会(PM) ◇第41回定期大会(東京)(AM) 第1回選挙管理委員会(PM) 第5回教問審研究部会(W) 日台教育交流(宮崎) 訴訟費用・収入保障制度申込締切	8日(土)	(2)
		17日(月)	(8)	9日(日)(7)		
		15日(土)	(4)	9日(日) -		
		23(日)~24日(月)	(49)	15日(土)(1)		
				23(日)~24日(月)(25)		
7	EPM⑤(W) 第1回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM) EPM⑥(Open)(W) 第2回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM) 第3回理事会(H)	6日(土)	(5)			
		7日(日)	(25)			
		20日(土)	(5)			
		21日(日)	(18)			
		25日(木)	(6)			
8	EPM⑦ 第9回宮教研連のつどい(H)(PM)	17日(土)	(5)	二役会・本部役員会、第237回執行委員会 ◇第41回教育研究全国大会山口大会(分科会) ◇第41回教育研究全国大会山口大会(全体会) ◇次期リーダー研修会(東京)	2日(金)	(2)
		31日(土)	中止	3日(土)(10) 4日(日)(10) 22(木)~23日(金)(2)		
9				給与法制局会議(W) 第6回教問審研究部会	7日(土)	(1)
				21(土)~22日(日)(1)		
10	EPM⑧ 第2回教師力向上セミナー(西臼杵)(H)(AM) 第2回支会長会・支会理事長会(H)(PM)	19日(土)	(5)	第6次中央要請行動・教育懇談会(PM) 第2回専門部会(W) 第7次中央要請行動	1日(火)	(1)
		26日(土)	(25)	6日(日)(4)		
		26日(土)	(14)	9日(水) -		
11	EPM⑨(W) EPM⑩(Open)(W) 第3回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM) (兼 教育シンポジウム) 第3回教師力向上セミナー(PM)	2日(土)	(3)	役員選考委員会(AM) 第238回執行委員会・局会議 ◇教育シンポジウム(W) 役員選挙告示 積立年金制度申込締切	3日(日)	-
		16日(土)	(5)	3(日)~4日(月)(2)		
		16日(土)	(10)	16日(土)		
		30日(土)	(60)	22日(金)		
12	EPM(W) EPM⑪(W)	7日(土)	中止	第3回教育問題審議委員会(AM)(W) 立候補者公示 訴訟費用・収入保障制度申込締切	5日(木)	-
		21日(土)	(5)	20日(金)		
1	EPM(Open)(W) 第3回教師力向上セミナー(南那珂)(H)(PM) 第4回理事会(H)	18日(土)	中止	◇日本教師台湾訪問研修 役員選挙投票日	3日(金)	(2)
		18日(土)	変更	7日(火)		
		21日(火)	(6)	22日(水)		
2	EPM⑫(W) EPM⑬(W) 第2回支会長会・支会理事長会(H)(AM)	1日(土)	(5)	第239回執行委員会 第92回評議員会(AM) 第2回選挙管理委員会(PM) 給与法制局会議 第1回教問審研究部会(W)	1日(土)	(2)
		15日(土)	(5)	2日(日)(2)		
		15日(土)	(21)	2日(日)		
				8(土)~9日(日)(1)		
				15日(土)(1)		
3	EPM(W) EPM⑭(Open)(W) 令和6年度会計監査(PM)	1日(土)	中止			
		15日(土)	(3)			
		19日(水)	(5)			

※ 感染症等の状況により、期日・開催方法等が変更になる場合もある。

W:Web H:Webと対面のハイブリッド開催 無印:対面

EPM:EmpowerMeeting

◇動員がある全日教連研修会等

<収入の部>

項目	令和5年度予算	R6補正予算	決算額	執行残	備考
繰越金	2,013,826	1,867,212	1,867,212	0	前年度からの繰越
会費	9,036,000	6,608,200	6,837,200	229,000	会員数497名での試算
一般員会費		6,605,200	6,837,200	232,000	内訳(新24名、2・3年79名、4・5年7名、継続364名、賛助20名)
その他の会費		3,000	0	△ 3,000	
助成金	10,260,000	2,860,000	2,967,718	107,718	弘済会・全日教連・教文研等
弘済会	200,000	200,000	200,000	0	
全日教連補助金	9,000,000	700,000	1,243,598	543,598	日台教育学術検討会
研究奨励金	160,000	160,000	60,000	△ 100,000	
旅費行動費補助金	900,000	1,800,000	1,464,120	△ 335,880	
寄付金	0	240,000	1,143,396	903,396	
一般寄付金	0	40,000	40,320	320	全日教連報償金等
特別寄付金	0	200,000	1,103,076	903,076	支部移行に伴う支会からの寄付金
雑収入	14	10	903	893	利息等
その他の収入	0	50,000	1,873,760	1,823,760	
返金等	0	50,000	73,760	23,760	日台研究会参加費、返金、他
積立資金取崩益	0	0	1,800,000	1,800,000	
合計	21,309,840	11,625,422	14,690,189	3,064,767	

<支出の部>

項目	令和5年度予算	R6補正予算	決算額	執行残	備考
事業費	10,462,500	3,215,000	2,965,253	249,747	
研修費	430,000	425,000	173,622	251,378	
研究大会費	200,000	200,000	36,000	164,000	宮教研連のついで(台風接近のため中止)
研修会費	120,000	120,000	86,000	34,000	各種主催研修会費
研究活動費	80,000	80,000	51,622	28,378	研究員研究諸経費 @¥15,000 他
研究紀要費	30,000	25,000	0	25,000	
支会研修助成費	112,500	0	0	0	▲支給停止
全国研修費	9,880,000	2,750,000	2,788,133	△ 38,133	
教研全国大会費	9,000,000	300,000	279,840	20,160	教研全国大会経費等(山口)
教育シンポジウム費	0	0	0	0	教育シンポジウム旅費等(Web)
日台教育学術検討会費	0	700,000	1,253,098	△ 553,098	日台教育学術検討会(宮崎)
中央研修費	880,000	1,750,000	1,255,195	494,805	次期リーダー研、台湾訪問研修等
広報費	0	0	0	0	
組織対策費	10,000	10,000	3,498	6,502	
福利厚生費	30,000	30,000	0	30,000	
管理費	2,764,960	2,219,960	1,953,330	266,630	
会議費	100,000	30,000	9,000	21,000	
総会費	30,000	20,000	0	20,000	感謝状、功労賞代等。
理事会費	0	0	0	0	
支会長会費	20,000	0	0	0	
諸会議費	50,000	10,000	9,000	1,000	会計監査旅費のみ
消耗品費	80,000	70,000	35,143	34,857	事務用品費
印刷製本費	20,000	20,000	0	20,000	各種印刷、名簿印刷他
旅費交通費	100,000	80,000	88,650	△ 8,650	
旅費	20,000	20,000	45,650	△ 25,650	
行動費	80,000	60,000	43,000	17,000	役員等行動費
通信運搬費	330,000	250,000	154,626	95,374	電話、輸送、切手代、宅急便代等
人件費	1,460,000	1,060,000	1,039,959	20,041	
給与手当	1,030,000	630,000	621,177	8,823	給与削減
退職給付費	0	0	0	0	
保険料等	430,000	430,000	418,782	11,218	社会保険、労災保険、税金等
備品費	20,000	20,000	0	20,000	
借損費	634,960	674,960	611,390	63,570	
使用賃借料	400,000	440,000	372,000	68,000	事務室家賃、機械警備(アルソック)代他
リース料	234,960	234,960	239,390	△ 4,430	複合型コピー機等リース
支払手数料	20,000	15,000	14,562	438	振込手数料等
負担金	6,498,000	4,830,000	4,826,600	3,400	全日教連負担金を減額申請
全日教連会費	5,346,000	3,936,000	3,936,000	0	会員一人あたり¥820×12カ月
教文研会費	1,122,000	864,000	864,000	0	会員一人あたり¥180×12カ月
その他	30,000	30,000	26,600	3,400	青少年育成県民会議、みやざき社会教育生涯学習研究会、他
予備費	1,560,000	1,278,000	100,000	1,178,000	年度当初運営資金(¥213000×6月) 台湾地震義援金
積立費	0	0	1,800,000	△ 1,800,000	積立資金
雑費	24,380	82,462	62,680	19,782	コピー機撤去等、ついで中止による奨励金返金
合計	21,309,840	11,625,422	11,707,863	△ 82,441	
収支	0	0	2,982,326		

第3号議案

監査報告

宮崎県校長会館において、令和6年度宮崎県教育研究連合会の会計と事業の執行に関する監査を実施しました。

その結果、通帳、収支記録等の関係書類は間違いなく処理され、異常の無いことを認めました。また、本会の事業に関しても目的達成のために適切、かつ、計画通りに実施されたことを確認致しましたので、報告します。

令和7年3月17日

監事

藤元拓也



監事

鈴木重仁



監事

横山登



第4号議案

令和7年度 本部役員(案)

R7.5.14

役 職		氏 名	勤務校(職名)		備考
会 長		今村 信一	国富小	(校長)	再任 兼:全日教連副委員長
副 会 長		石井 豊久	本郷中	(校長)	新任
		加藤 正嗣	沖水中	(校長)	新任
		柴岡 浩介	北浦小	(校長)	新任
		大田原 千佳	東郷小中	(校長)	再任
理 事 長		坂元 堅	幸ヶ丘小	(教頭)	再任 兼:全日教連執行委員
副 理 事 長		◎ 大脇 一洋	美郷南学園	(教頭)	再任 能力拡充期リーダー
		◎ 谷口 洋子	江平小	(教諭)	新任 養成・育成期リーダー
理 事	養成・育成期 チーム	○ 福島 龍太郎	大塚小	(教諭)	再任 サブリーダー
		中村 実	清武小	(教諭)	新任
	津田 淳志	江平小	(教諭)	新任	
	能力拡充期 チーム	○ 高橋 武大	国富小	(指導教諭)	再任
		雨崎 雄	檜北小	(教諭)	再任
	能力発揮期 チーム	○ 児玉 幸一郎	通山小	(教諭)	再任
		宮川 雄司	大淀小	(主幹教諭)	新任
		杉山 真一	西小林小	(教諭)	新任
事 務 局 長/会 計		榎木 満	賛助会員		再任 能力発揮期リーダー
監 事				(教頭)	新任
		横山 登	西池小	(教頭)	再任
顧 問				(校長)	県校長会会長
				(校長)	県校長会副会長

◎:チームリーダー ○:サブリーダー

<専門部>

組織部	部長	中村 実(清武小)	広報部	部長	榎木 満(賛助会員)
	副部長	宮川 雄司(大淀小)		副部長	菊田 大樹(小松台小)
研修部	部長	高橋 武大(国富小)	厚生部	部長	福島 龍太郎(大塚小)
	副部長	雨崎 雄(檜北小)		副部長	津田 淳志(江平小)
特別支援教育部	部長	児玉 幸一郎(通山小)	養護教諭部	部長	(空席)(-)

※ 女性教職員部・青年部は、組織部に統合
(令和4年度から)

<全日教連関係>

副 委 員 長	今村 信一(国富小)	教 問 審 研 究 部 員	菊田 大樹(小松台小)
執 行 委 員	坂元 堅(幸ヶ丘小)	管 理 職 員 部 員	小出水 公宏(幸ヶ丘小)
監 査 委 員	川越 次代(夏尾小)	特 別 支 援 教 育 部 員	児玉 幸一郎(通山小)
評 議 員	谷口 洋子(江平小)	選 挙 立 会 人	谷口 洋子(江平小)

第4号議案

<副会長輪番表>

年度	支会	宮崎	南那珂	都北	西諸	西都児湯	日向	延岡	西臼杵	女性管理職
令和4年度		●	●		●			●		●
令和5年度		●		●		●			●	●
令和6年度		●	●		●		●			●
令和7年度				●				●		●
令和8年度							●		●	●

●:副会長 ※副会長をもう1名、支部の校長会員から選任する。

※全日教連管理職員部員については、校長会員から適任者を選任する。

<代表委員会表彰者>

本部	
宮崎	西都児湯
南那珂	日向
都北	延岡
西諸	西臼杵

※ 表彰対象者は、県本部の会長・理事長・理事、及び支会の会長・理事長を2年以上務めた者。

<研究員・教研全国大会発表者>

研 究 員(R6~7)		研 究 員(R7~R8)	
宮崎	-(-)	南那珂	-(-)
西諸	丸山 直洋(西小林小)	都北	-(-)
日向	平田 太亮(諸塚中)	西都児湯	-(-)
西臼杵	-(-)	延岡	-(-)
全国大会発表者	R7年度教研大会は研究発表なし		

<支会長・支会理事長／支部顧問・支部理事>

支会	支会長／支部顧問	支会理事長／支部理事
宮崎支部	石井 豊久(本郷中)	中村 実(清武小)
南那珂支部	(-)()	(-)()
都北支会	加藤 正嗣(沖水中)	(-)()
西諸支部	馬場 義和(加久藤小)	(-)()
西都児湯支部	(-)()	(-)()
日向支会	小野原 康人(美々津小)	石本 健一郎(日知屋小)
延岡支会	柴岡 浩介(北浦小)	東坂 将秀(東小)
西臼杵支会	黒木 秀一(押方小)	(-)()

令和7年度 努力目標 (案)

宮崎県民の負託に応え、質の高い教育を提供するための研修活動の充実

ミッションステートメント: 魅力ある研修を通して、人と学びをつなぎ、同時に人と人をつなぐ

令和7年度 努力目標

【組織の強化・拡大】

- 新規会員の加入促進と組織強化・拡大活動の充実

【研修の充実】

- 質の高い教育を提供するための研修の充実、各種研修活動への積極的参加

令和7年度の具体的取組

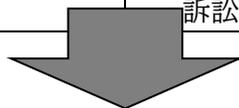
【研修の充実】

- 宮教研連研究員制度の充実
 - ① 研究員の委嘱
R6・7年度 西諸・日向 2名
R7・8年度 南那珂・都北・西都児湯・延岡
 - ② 研究員への研究支援
・本部での全体研究会
・各支会の個別研究会
・教研全国大会への派遣 等
 - ③ 研究成果の普及
・各支会での研究発表会
・各研修会等での発表(R6・7研究員)
・研究紀要(Web版)の発刊(R6・7研究員)
- 教職員のキャリアステージに対応した魅力ある研修活動の強化、充実、ハイブリッド化推進
 - ① 教師力向上セミナー
若手教員を対象に、3回の研修会の開催(支部共催)
 - ② スクールマネジメントフォーラム
中堅・ミドルリーダーを対象に、3回の研修会の開催(支部共催)
 - ③ Empower Meeting
毎月1回の定例オンラインミーティングの開催
- 教育研究全国大会(岐阜大会)(R7.8/3)への参加

- 全日教連・教文研主催研修等への派遣
・次期リーダー研(東京都、R7.8/21~22)
・教育講演会(シンポジウム)(Web、R7.11/15)
・日台教育交流・教育学術会議(R7.6/22・23)
・日本教師台湾訪問研修(R8.1/3~7)
- 日本教育文化研究所への会員派遣
・教育問題審議委員会への参加
・教育問題審議委員会研究部会研究員委嘱(R7~8)
・研究実践の紙上発表(「教育創造」)
- 「教育創造」「教育新聞」の原稿執筆

【組織の強化・拡大】

- 新規会員獲得に向けた取組
・会員獲得としての会費減免大幅拡充
・若手や再任用職員の会員加入促進
・大学等との連携推進
- 各支会における厚生・親睦活動の実施
・功労者・退職者表彰
・情報交換会等の開催を推奨
- 組織活性化のための情宣活動
・宮教研連広報誌(Web版)の発行
・宮教研連を紹介するちらし等の作成、配布
・ホームページ、ブログ等のWebサイトやメールグループ、C4thによる情報発信の強化・拡充
- 全日教連共済会各種保障制度への加入促進
訴訟費用保険・積立年金制度・収入保障制度



主体的に社会を形成し未来を切り拓く力を育む教育の実践
～豊かな人間関係の中で学び合い高め合う子供の育成を通して～

第5号議案

令和7年度 事業計画(案)

R7.5.14

月	宮崎県教育研究連合会	曜日	全日教連関連行事	曜日
4	本部役員打合せ(理事長・事務局長)(H)	7日(月)	全日教連二役会・本部役員会(AM)(W)	6日(日)
	EPM①(W)	19日(土)	第240回執行委員会・局会議 令和6年度監査	12(土)～13日(日) 19日(土)
5	第1回理事会(H)	7日(水)	第1回教育問題審議委員会	11日(日)
	第1回教師力向上セミナー(宮崎支部)(H)(AM)	10日(土)	第1回専門部会	11日(日)
	第1回評議員会(書面・Web評決)	16日(金)	中央要請行動②(専門部)	12日(月)
	EPM②(W)	17日(土)	第93回評議員会	18日(日)
	第56回代表委員会(W)(AM)	25日(日)	積立年金制度申込締切	
6			第241回執行委員会(PM)	7日(土)
	EPM③(W)	21日(土)	◇第42回定期大会(東京)(AM)	8日(日)
	第1回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)	29日(日)	第1回選挙管理委員会(PM) 中央要請行動④(省庁) 第2回教問審研究部会	8日(日) 9日(月) 14(土)～15日(日)
		日台教育交流(山口)	22(日)～23日(月)	
7	EPM④(W)	19日(土)	訴訟費用・収入保障制度申込締切	
	第2回スクールマネジメントフォーラム(H)(AM)(児湯)	20日(日)		
	第2回理事会(H)	23日(水)		
8	EPM(中止:夏季休暇等のため)	16日(土)	二役会・本部役員会、第242回執行委員会	2日(土)
	第2回教師力向上セミナー(H)(共済事業)	23日(土)	◇第42回教育研究全国大会岐阜大会(全体会) ◇次期リーダー研修会(東京)	3日(日) 21(木)～22日(金)
9	EPM(中止:体育大会等のため)	20日(土)	給与法制局会議(W)	6日(土)
			第3回教問審研究部会(W) 中央要請行動⑥(教育懇談会)	20日(土) 25日(木)
10	EPM⑤(W)	18日(土)	第2回専門部会(W)	5日(日)
	第3回教師力向上セミナー(H)(AM)	18日(土)	中央要請行動⑦(文科等)	8日(水)
	予備日 臨時評議員会(W)(PM)	25日(土)		
11	第3回スクールマネジメントフォーラム(H)	8日(土)	役員選考委員会(AM)	2日(日)
	EPM⑥(W)	15日(土)	第243回執行委員会・局会議	2(日)～3日(月)
	教文研・教育講演会(W)	15日(土)	◇教育講演会(W) 役員選挙告示	15日(土) 28日(金)
			積立年金制度申込締切	
12	第3回教師力向上セミナー(共済事業)(PM)	6日(土)	第3回教育問題審議委員会(AM)(W)	5日(金)
	EPM⑦(W)	13日(土)	立候補者公示	20日(土)
	R6・7年度研究員会①(H)	13日(土)		
	第3回理事会(H)	17日(水)	訴訟費用・収入保障制度申込締切	
1	EPM⑧(W)	17日(土)	◇日本教師台湾訪問研修	3(土)～7日(水)
	第9回官教研連のつどい(H)(PM)	17日(土)		
			役員選挙投票日 第244回執行委員会	27日(火) 31日(土)
2	第2回評議員会(H)(AM)	14日(土)	第94回評議員会(AM)	1日(日)
	EPM⑨(W)	21日(土)	第2回選挙管理委員会(PM)	1日(日)
	R7・8年度研究員会②(H)(PM)	28日(土)	給与法制局会議 第1回教問審研究部会	7(土)～8日(日) 14(土)～15日(日)
3	EPM⑩(W)	14日(土)		
	令和7年度会計監査(PM) 三役会	18日(水) 27日(金)		

※ 感染症等の状況により、期日・開催方法等が変更になる場合もある。

W:Web H:Webと対面のハイブリッド開催 無印:対面

EPM:EmpowerMeeting

◇動員がある全日教連研修会等

第6号議案

会費規定(代表委員会規定)

提案理由

- 1 支部移行に伴う支部会員会費の規定が必要になった。これまで支会役員が行っていた業務の一部を県本部が引き継ぐ関係で、事務負担・経費が増加する。そのため、支部会員会費は県負担金に事務経費を加算した額としたいと考える。
- 2 昨年度、年度途中の退会者が続出し、会費徴収の際に、一部で、混乱がみられた。そこで、退会者の会費についての規定を追加した。
- 3 再任用制度が廃止され、65歳定年延長制度に伴い、60歳超の会員が、賛助会員に移行しやすくするため、但し書きの部分を条項に追加した。合わせて、金額を調整した。

条・項	改定前	改訂後		
第1条	この内規は、会費（各支会の負担金）の額等について定める。	この規定は、会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）の額等について定める。 ※用語変更 「内規」を「規定」に変更する。 (以降全て)		
第2条	会費（各支会の負担金）については、別表1のとおりとする。	会費（各支会の負担金、及び、支部会員会費）については、別表1のとおりとする。		
第5条	(追加)	退会者の会費については、以下の通りとする。 1) 当該年度当初の県本部が指定した日までに退会届が受理された場合は、会費は発生しない。 2) 県本部が指定した日以後に退会届が受理された場合は、会費は発生する。		
第6条	(読替)	第5条 を 第6条 に読み替える		
第7条	但し書き条項を7条に移行	第7条 会員のうち、当該年度4月1日現在で、60歳以上、かつ、3年以上の加入経験のある者は、本人の希望により、賛助会員に移行することができる。		
別表1	(現行)			
	職区分	加入年	会員徴収額の例	県への負担金
	一般職	1年目	¥5,000	¥3,000
		2~3年目	¥6,000	¥4,000
		4~5年目	¥10,000	¥5,000
		継続	¥18,000~ ¥20,000	¥16,800
	管理職	1年目	¥8,000	¥5,000
		2~3年目	¥12,000	¥10,000
		継続	¥18,000~ ¥20,000	¥16,800
	再任用	—	¥8,000	¥5,000
	講師	—	¥3,000	¥1,500
	賛助	終身会費	¥3,000	¥3,000

第6号議案

		(改定案)		
職区分	加入年	支会		支部会員会費
		会員徴収額の例	県への負担金	
一般職	1年目	¥5,000	¥3,000	¥4,000
	2~3年目	¥6,000	¥4,000	¥5,000
	4~5年目	¥10,000	¥5,000	¥6,000
	継続	¥18,000~ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
管理職	1年目	¥8,000	¥5,000	¥6,000
	2~3年目	¥12,000	¥10,000	¥11,000
	継続	¥18,000~ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
講師	—	¥3,000	¥1,500	¥2,500
賛助	終身会費	¥6,000	¥5,000	¥5,000
但し書き (2)	(追加)	※ 別表1の支部会員会費は、支会が存在しない地域(=支部地域)に所属先がある会員の会費徴収額である。県への負担金に通信・郵送費を加算している。		
但し書き (3)	(追加)	※ 別表1の支部会員会費については、会員個人が県本部指定の銀行口座に振り込む方法で支払うことを原則とする。ただし、振込手数料は県本部の負担とする。		

第7号議案 令和7年度 宮崎県教育研究連合会 予算(案)

<収入の部>

令和7年4月1日 作成

項目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	備考
繰越金	2,982,326	1,867,212	1,115,114	前年度からの繰越
会費	4,083,400	6,608,200	▲ 2,524,800	会員数300名での試算
一般会員会費	4,083,400	6,605,200	▲ 2,521,800	内訳(新14名、2・3年47名、4・5年4名、継続223名、賛助5名)
その他の会費	0	3,000	▲ 3,000	
助成金	1,660,000	2,860,000	▲ 1,200,000	弘済会・全日教連・教文研等
弘済会	200,000	200,000	0	
全日教連補助金	0	700,000	▲ 700,000	日台教育学術検討会
研究奨励金	60,000	160,000	▲ 100,000	
旅費行動費補助金	1,400,000	1,800,000	▲ 400,000	
寄付金	0	240,000	▲ 240,000	
雑収入	10	10	0	利息等
その他の収入	500,000	50,000	450,000	運営資金取崩 他
合計	9,225,736	11,625,422	▲ 2,399,686	

<支出の部>

項目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	備考
事業費	1,880,000	3,215,000	▲ 1,335,000	
研修費	410,000	425,000	▲ 15,000	
研究大会費	200,000	200,000	0	宮教研連のつどい
研修会費	120,000	120,000	0	各種主催研修会費
研究活動費	80,000	80,000	0	研究員研究諸経費 @¥15,000 他
研究紀要費	10,000	25,000	▲ 15,000	
支会研修助成費	0	25,000	▲ 25,000	▲廃止
支部研修費	80,000	0	80,000	支部での研修・親睦費用(@400円×200名)
全国研修費	1,360,000	2,750,000	▲ 1,390,000	
教研全国大会費	300,000	300,000	0	教研全国大会経費等(岐阜)
教育シンポジウム費	0	0	0	教育シンポジウム旅費等(Web)
日台教育交流費	60,000	700,000	▲ 640,000	日台教育学術検討会、台湾訪問研修
中央研修費	1,000,000	1,750,000	▲ 750,000	次期リーダー研、会議旅費 他
広報費	0	0	0	
組織対策費	10,000	10,000	0	感謝状、功労賞、その他
福利厚生費	20,000	30,000	▲ 10,000	
管理費	1,965,000	2,219,960	▲ 254,960	
会議費	15,000	30,000	▲ 15,000	
総会費	10,000	20,000	▲ 10,000	
理事会費	0	0	0	
評議員会費	0	0	0	
諸会議費	5,000	10,000	▲ 5,000	会計監査旅費のみ
消耗品費	60,000	70,000	▲ 10,000	事務用品費
印刷製本費	20,000	20,000	0	各種印刷、名簿印刷他
旅費交通費	100,000	80,000	20,000	
旅費	50,000	20,000	30,000	
行動費	50,000	60,000	▲ 10,000	役員等行動費
通信運搬費	250,000	250,000	0	電話、輸送、切手代、宅急便代等
人件費	1,020,000	1,060,000	▲ 40,000	
給与手当	600,000	630,000	▲ 30,000	
退職給付費	0	0	0	
保険料等	420,000	430,000	▲ 10,000	社会保険、労災保険、税金等
備品費	20,000	20,000	0	
借損費	460,000	674,960	▲ 214,960	
使用賃借料	460,000	440,000	20,000	事務室家賃、機械警備(アルソック)代他
リース料	0	234,960	▲ 234,960	複合型コピー機等 廃止
支払手数料	20,000	15,000	5,000	振込手数料等
負担金	3,630,000	4,830,000	▲ 1,200,000	
全日教連会費	2,952,000	3,936,000	▲ 984,000	会員一人あたり¥820×12カ月
教文研会費	648,000	864,000	▲ 216,000	会員一人あたり¥180×12カ月
その他	30,000	30,000	0	青少年育成県民会議、みやざき社会教育生涯学習研究会、他
運営資金積立	1,103,076	0	1,103,076	※特別寄付を積立へ
予備費	600,000	1,278,000	▲ 678,000	年度当初運営資金(¥100000×6月)
雑費	47,660	82,462	▲ 34,802	
合計	9,225,736	11,625,422	▲ 2,399,686	

令和七年度 大会宣言（案）

我々は、本日、ここに第五十七回代表委員会を開催し、令和七年度の活動方針を確認した。

宮崎県教育研究連合会は、昭和四十四年に組織を結成して以来、五十年以上に亘り、ひたすら児童生徒の健全な育成に情熱を傾け、本県の教育の充実発展を目指して不断の努力を積み重ねてきた。その地道な取組は、綱領に定める中正不偏の教育の推進に大いに貢献するものである。今後、我々は先輩諸氏が築き上げてきた実績を引き継ぐ中で、時流を的確に捉え、社会の要請に応える教育を創造していくことに矜持をもって邁進していく所存である。

現在我が国は、次代を見据えた変革の只中にある。複雑で変化の激しい予測困難な時代を生き抜くために、子供たちは様々な変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していく力を身に付けさせる必要がある。そのためには、我々教職員は、自らの資質・能力を向上させ、将来の我が国を担う子供たちの健全育成に寄与しなければならない。

我々は、教育専門職としての誇りをもち、その使命と責任を自覚し、日本の未来に向け、「美しい日本人の心」を受け継ぐ人材を育む教職員団体の一員として、自らの資質向上に努め、より質の高い教育を実践するとともに、組織の改革と充実に向け、なお一層の努力をしていかなければならない。このような我々の高い志と真摯な努力が、多くの教育諸課題の解決につながり、真に宮崎県民からの負託に応えるものとなることを確信している。これらの決意のもと、我々は、ここに次のことを誓う。

- 一、美しい日本人の心を育成し、日本人としての誇りを培う教育を実践する。
 - 一、教育専門職としての自覚をもち、高度な専門性と豊かな人間性を身に付け、質の高い教育を展開する。
 - 一、教育諸課題の解決に全力で取り組み、明日の宮崎を担う子どもたちの健全育成に邁進する。
 - 一、宮崎の教育に責任をもつ良識ある職能団体として、組織強化と拡大に努める。
- 右、宣言する。

令和七年五月二十五日

第五十七回宮崎県教育研究連合会代表委員会



あなたも、 宮教研連で スキルアップ！



参加申込 受付中！

学べます！
仲間ができます！
守られています！



★ 宮教研連のつどい（研究大会）★

日時 令和8年1月17日（土）PM
会場 宮崎市内（会場未定）
内容 研究発表、講演／シンポジウム 等

スクールマネジメント 教師力向上セミナー フォーラム

教科指導、道徳教育、生徒指導、
保護者対応など、学校現場の教師
に不可欠な力を高
める研修を企画し
ます。

（新規採用職員、講師、
若手・中堅教員向け）

参加申込→



学校経営や管理に必要な法規や
マネジメントに関する研修を企
画します。
学校の課題解決を図る力
を身につけることを目指し
ます。

（管理職、
管理職志望者向け）

←参加申込

- ① 5月10日（土）AM
- ② 8月23日（土）PM
- ③ 12月6日（土）PM

- ① 6月29日（日）AM
- ② 7月19日（土）AM
- ③ 11月8日（土）AM

EmpowerMeeting

毎月1回、土曜日の朝8時から
のオンライン
ショート研修。
宮教研連の会
員の多様性を
生かした研修
を企画します。
（年間10回）



参加申込▲

- 4/19 5/17 6/21 7/19
- 10/18 11/15 12/20
- 1/17 2/21 3/14

宮崎県教育研究連合会 TEL&FAX:0985-27-4508

事務局：宮崎市西池町9-8 校長会館2F

E-mail:jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp

事務局携帯：070-5416-0833

<https://miyakyoukenren.sakura.ne.jp/>

より詳しい情報はホームページで
ご覧いただけます。

宮崎県教育研究連合会

令和7～8年度 募集

研究員・研究団体

募集数	個人・団体 計4組 (学校や各種研究団体も応募可)
応募条件	<ul style="list-style-type: none">・研究発表者等が宮教研連会員であること (研究助成決定後の入会も可)・論文の提出・県・全国大会等での発表・他の論文募集等と重複可 ★詳しい条件はお尋ねください。
領域	教科教育、道徳、健康教育、 学校経営、特別支援教育 等
締切	令和7年7月末日
研究助成金	個人:15,000円 団体:30,000円以内 ★総予算の範囲内で調整・決定します。



ご応募 &
お問い合わせ

■まずは気軽にお電話等でご相談下さい。

TEL&FAX. 0985-27-4508

Mail jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp

URL <https://miyakyoukenren.sakura.ne.jp/>



連絡事項(4)

令和7年1月25日

会員各位

宮崎県教育研究連合会
会長 今村 信一
(公印省略)

宮教研連広報メールグループ (MKKR-MG) への加入について (ご案内)

時下 会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより、宮崎県教育研究連合会 (以下「宮教研連」と略す) 主催の各種事業にご参加、ご協力頂き、深く感謝申し上げます。

さて、宮教研連では、様々な会員の皆様のニーズに対応するため、各種の研修会を毎年計画し、開催しております。しかしながら、県レベルでの研修会等の情報を会員の皆様に広くお伝えするには時間がかかるなどのため、これらの情報が皆様に行き渡っていないなどのご意見も頂いております。

これまでも広報誌やチラシや、ホームページなどで情報発信に加え、C4thによる連絡も行っているところではございますが、更に積極的な情報発信を行うため、宮教研連広報メールグループでの発信を行っております。

これにより、携帯電話や個人メールアドレスにも連絡が届くようになりますので、宮教研連広報メールグループへご参加下さるよう、ご案内申し上げます。

なお、宮教研連では、今後も様々な研修活動を推進して参りますので、引き続き、ご理解とご支援、並びに、研修会へのご参加等よろしく申し上げます。

記



- 1 名称 宮教研連広報メールグループ (略称「MKKR-MG」)
- 2 管理者 宮崎県教育研究連合会 会長
- 3 運営者 宮崎県教育研究連合会 広報部
- 4 内容 宮教研連・全日本教職員連盟等が主催する研修・会議等の開催・参加募集のご案内
全日本教職員連盟共済会関係の各種保障・保険等のご案内 その他
- 5 個人情報の管理等
 - ・原則として、お預かりする個人情報は、会員の皆様のメールアドレスのみといたします。申込の際には、メールアドレス以外の個人情報は記載しないようお願いします。
 - ・お預かりしたメールアドレスは、宮教研連広報メールグループの運用のみに利用します。特別の場合を除いて、第三者等に提供することはありません。
- 6 加入方法 裏面をご覧ください。なお、申込から利用までに、1週間程度を頂く場合がございます。お申し込みから1週間以上経過しても、連絡が来ない場合には、お手数ですが、宮教研連事務局へお問い合わせください。
- 7 連絡先等 宮崎県教育研究連合会 事務局 〒880-0027 宮崎県宮崎市西池町 9-8 校長会館 2F
TEL & FAX 0985-27-4508 携帯 070-5416-0833
Mail jmkc@miyakyoukenren.sakura.ne.jp または mkkcr.mlist@gmail.com

連絡事項(4)

宮教研連広報メールグループ(MKKR-MG)への登録方法

宮教研連広報メールグループ(MKKR-MG)は、「GoogleGroups」というサービスを利用していますので、登録者が Google アカウントを持っていない場合と持っている場合で、登録方法が異なります。

1 Google アカウントを持っていない場合

(1) MKKR-MG 管理者へメールを送る

グループのメールを受信しようとする PC や携帯端末から、MKKR-MG 管理者(mkkr.mlist@gmail.com、右のQRコード)へメールを送ってください。タイトルは、わかりやすく「宮教研連 MG 参加希望」としてください。また、内容には、なお、個人情報保護の観点から、氏名・所属名等、個人が特定できる情報が含まれる内容は、書かないようお願いします。



(2) MKKR-MG 管理者から登録されたとのメールが届く

メールを送ってから、最大1週間以内に、『グループ「宮教研連 広報メールグループ」に追加されました』というメールが届きます。これで、登録は完了です。

2 Google アカウントを持っている場合

上記1と同様の方法で登録することができます。ご自身の Gmail から MKKR-MG 管理者へメールをお送りください。

または、以下のように MKKR-MG グループに、直接メンバー登録を申し込むこともできます。

(1) GoogleGroups のサイトへアクセスし、自分のアカウントでログインする。 https://groups.google.com/forum/#!forum/mkkr_kouhou → にアクセスします。

(2) メンバー登録を申し込む



宮教研連 広報メールグループ

このグループを表示して参加するには、メンバーになる必要があります。
メンバー登録を申し込むか、オーナーとマネージャーに連絡します。



「宮教研連 広報メールグループ」グループへの参加申し込み

自分の表示名:

 @gmail.com 編集

Google プロフィールにリンクし、投稿に自分の写真を表示する 

メンバーシップに使用するメール: @gmail.com

メール配信設定: メッセージごとに通知する (1日1件未満) ▾

トピックを投稿した時に、自動的にメールでの更新情報に登録する

このグループの他のメンバーは、あなたのメールアドレスを確認して、それを元にあなたの Google プロフィールを見つけることができます。このグループに参加すると、グループで共有しているリソースにアクセスできるようになります。詳細。

マネージャーに追加情報を送信するには、下のテキストボックスに入力してください。

登録をお願いします。

このグループへの参加を申し込む キャンセル

(3) MKKR-MG 管理者から登録されたとのメールが届く

申込を行ってから、最大1週間以内に、『グループ「宮教研連 広報メールグループ」に追加されました』というメールが届きます。これで、登録は完了です。

宮崎県教育研究連合会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は、宮崎県教育研究連合会と称する。
- 第2条 この会は、県内の学校（大学及び高等専門学校を除く）に勤務する教育関係職員をもって構成する。尚、この会の趣旨に賛同するものを賛助会員としておくことができる。
- 第3条 この会は、事務局を宮崎市内に設け、事務局員をおく。
- 第4条 この会は、教育関係職として人格と識見を高め、宮崎県の教育の充実発展に努め、もって中正な教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第5条 この会は、次の事業を行う。
- (1) 会員の人格、識見の高揚に関すること。
 - (2) 教育の振興と児童生徒の学力向上に関すること。
 - (3) 教育内容、指導法の研究等教育関係職員としての研修に関すること。
 - (4) 教育施設、教育環境の整備に関すること。
 - (5) 会員の福利厚生、地位の向上に関すること。
 - (6) 各地区団体及び会員相互の親睦、連絡並びに情報交換に関すること。
 - (7) その他、この会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

- 第6条 この会は、県内の支会及び個人会員で組織する。
- 2 支会が存在しない地域に、支部をおく。支部については、理事会規則で、別に定める。
- 第7条 この会は、事業遂行上の必要に応じて専門部を置くことができる。

第3章 機 関

- 第8条 この会に次の機関を置く。
1. 代表委員会 2. 三役会 3. 評議員会 4. 理事会 ~~5. 支会理事長会~~
- 第9条 代表委員会は、総会に代わるものであって、この会の最高決議機関である。
- 2 会長は、代表委員を招集し、代表委員会を開く。支会長会が必要と認めたときは、臨時代表委員会を開くことができる。
 - 3 代表委員会は、本会の役員及び支会・支部の代表委員で構成し、その過半数によって成立する。代表委員の選出については、別に定める。
 - 4 代表委員会では、次のことを審議決定する。
 1. 規約・運動方針・宣言の制定改廃
 2. 役員の選出
 3. 事業計画
 4. 予算・決算
 5. その他必要事項
- 第10条 三役会は、会長・副会長・理事長で構成し、会長の諮問機関として、必要に応じて会長が招集する。
- 第11条 評議員会は、支会・支部の代表である評議員で構成し、代表委員会に次ぐ決議機関とし、次のことを審議決定する。
1. 代表委員会の提案事項
 2. その他、事業推進上必要な事項

資料(1)

第 12 条 理事会は、この会の執行機関であり、第 14 条に定める役員で構成する。但し、監事はのぞく。

2 理事会は、会長が理事を招集し、次の業務を行う。

- (1) 決議機関から委託された事項の執行に関すること。
- (2) 支会長会に提出する議案に関すること。
- (3) 緊急事項の処理に関すること。但し、この場合は、次の支会長会において必ず承認を得なければならない。

第 13 条 支会理事長会は、事業執行にかかる連絡調整を行う。

第 4 章 役 員

第 14 条 この会に、次の役員を置く。但し、副会長は支会・支部代表 3 名と女性職員 1 名で構成する。

- 会長（1 名） ○ 副会長（4名） ○ 理事長（1 名） ○ 副理事長（2～3 名）
 - 理事（支部理事を含む、20 名以内、会長が必要とする数）
 - 監事（3 名） ○ 会計（1 名）
- 2 会長及び副会長、理事長、会計、監事は、評議員会で審議し、代表委員会で承認する。
副理事長は、理事会で互選する。
理事は、会長が委嘱する。

第 15 条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を代表し、執行機関の業務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- (3) 理事長は、執行機関の業務を掌る。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、これを代行する。
- (5) 理事は、理事会の業務を分掌する。支部理事は、支部に関する業務も掌る。
- (6) 監事は、この会の会計及び業務を監査する。
- (7) 会計は、この会の会計を掌る。

第 16 条 役員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のための役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了または辞任を認められた場合においても、後任者に事務を引き継ぐまではその職務を行う。

第 5 章 顧問及び事務局・専門部

第 17 条 この会に顧問を委嘱することができる。任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 顧問は、会長の質問に答え、意見を述べることができる。

第 18 条 この会に事務局職員を置くことができる。事務局職員は、会長が委嘱する。

2 事務局職員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 事務局職員は、会長の命により、諸会議に出席することができる。

第 19 条 事務局職員の服務等に関する規定は別に定める。

資料(1)

第20条 この会には、第5条の事業を達成するために、以下の専門部を設けることができる。

例示	組織部	研修部	厚生部	広報部	
	特別支援教育部	養護教諭部	事務職員部	学校栄養職員部	その他

第6章 会 費

第21条 この会の経費は、各支会の負担金・支部会員会費・賛助会員会費・補助金および寄付金をもって充てる。

2 各支会の負担金及び支部会員会費の額は、代表委員会で決める。

3 年の途中において会の運営上必要を生じた場合、会長は会の代表として資金を借り入れることができる。

第22条 この会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 入会及び退会等

第23条 第2条に定める会員の入会、退会及び休会等に関する事項は、各支会の規約に基づいて処理し、書面で支会長に届けることによって効力を発生する。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。

2 賛助会員の入会及び退会も書面で支会長に届けるものとする。但し、入会の場合は、支会長の承認を必要とする。なお、支部においては、別に定める支部規定によるものとする。

3 会員の入会及び退会等に関する異例且つ重要な事項については、評議員会で協議し、決定する。

第8章 附 則

1 この規約を運営する必要な規定・細則は、別に定める。

2 この規約は、平成8年5月12日より効力を生じる。

3 この改正規約は、第38回代表委員会において承認された平成18年5月13日より効力を生じる。

4 この改正規約は、第40回代表委員会において承認された平成20年5月10日より効力を生じる。

5 この改正規約は、第43回代表委員会において承認された平成23年5月14日より効力を生じる。

6 この改正規約は、第48回代表委員会において承認された平成28年5月21日より効力を生じる。

7 この改正規約は、第50回代表委員会において承認された平成30年5月26日より効力を生じる。

8 この改正規約は、第52回代表委員会において承認された令和2年5月23日より効力を生じる。

9 この改正規約は、第53回代表委員会において承認された令和3年5月29日より効力を生じる。

10 この改正規約は、第54回代表委員会において承認された令和4年5月28日より効力を生じる。

11 この改正規約は、令和7年1月26日より効力を生じる。

資料(2)

宮崎県教育研究連合会 慶弔に関する規定

第1条 この規定は、会員の結婚、災害、死亡にあたり、これを慶弔し、会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第2条 会員が、結婚・死亡・災害を受けた場合、これを慶弔するために支出する慶弔費は、次の基準により、雑費または拠出金より支出するものとする。

- 1 結婚 祝金 10,000円
- 2 死亡 香典 10,000円（花環または香典）・弔電
家族（配偶者、子、会員の父母）の死亡 弔電
- 3 火災 自宅全焼 100,000円（拠出金1人100円）
自宅半焼 50,000円（拠出金1人 50円）
- 4 風水災害・震災
全 壊 100,000円（拠出金1人100円）
半 壊 50,000円（拠出金1人 50円）

第3条 会員に慶弔が生じた時、当該支会及び支部役員は、直ちに本部事務局へ報告するものとする。

第4条 特に異例の場合については、その都度、本部役員で協議して定めた後、次回の理事会で承認を得るものとする。

第5条 この内規の改正は、理事会において定める。

第6条 この規定は、平成12年4月1日より適用する。

- 2 この改正規定は、令和7年1月26日より適用する。

資料(3)

＜宮崎県教育研究連合会 会費規定＞(R7年度改定案)

第1条 この規定は、会費(各支会の負担金、及び、支部会員会費)の額等について定める。

第2条 会費(各支会の負担金、及び、支部会員会費)については、別表1のとおりとする。

第3条 休会中の会員の会費については、以下の通りとする。

1) 当該年度における休会期間が、6月以下の場合：半額免除

2) 当該年度における休会期間が、7月以上の場合：全額免除

第4条 年度途中の入会者の会費については、以下の通りとする。

1) 当該年度における加入期間が、7月以上の場合：半額免除

2) 当該年度における加入期間が、6月以下の場合：全額免除

第5条 退会者の会費については、以下の通りとする。

1) 当該年度当初の県本部が指定した日までに退会届が受理された場合は、会費は発生しない。

2) 県本部が指定した日以後に退会届が受理された場合は、会費は発生する。

第6条 この規定は、毎年、会員数の状況や収支等を踏まえて、見直しを行うものとする。

第7条 会員のうち、当該年度4月1日現在で、60歳以上、かつ、3年以上の加入経験のある者は、本人の希望により、賛助会員に移行することができる。

附則1 この規定は、令和4年4月1日より施行する。

附則2 この規定は、令和5年5月27日の代表委員会で改定し、直ちに施行する。

附則2 この規定は、令和7年5月25日の代表委員会で改定し、直ちに施行する。

別表1 会費年額

職区分	加入年	支会		支部会員会費
		会員徴収額の例	県への負担金	
一般職	1年目	¥5,000	¥3,000	¥4,000
	2～3年目	¥6,000	¥4,000	¥5,000
	4～5年目	¥10,000	¥5,000	¥6,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
管理職	1年目	¥8,000	¥5,000	¥6,000
	2～3年目	¥12,000	¥10,000	¥11,000
	継続	¥18,000～ ¥20,000	¥16,800	¥17,800
講師	—	¥3,000	¥1,500	¥2,500
賛助	終身会費	¥6,000	¥5,000	¥5,000

※(1) 別表1の支会会費徴収額の例は、あくまで例示であって、これにより、実際の支会での徴収額が、一律に定められるものではない。

※(2) 別表1の支部会員会費は、支会が存在しない地域に所属先がある会員の会費徴収額である。県への負担金に事務経費を加算している。

※(3) 別表1の支部会員会費については、会員個人が県本部指定の銀行口座に振り込む方法で支払うことを原則とする。ただし、振込手数料は県本部の負担とする。

支部規定（理事会規則）

条・項	支部規定
第1条	総則 この規定は、宮崎県教育研究連合会傘下の支部について、その組織、事業等について定める。
第2条	支部 支部は、支会が存在しない地域に所属先がある会員で、地区ごとに組織する。 2 支部は、当該支会が解散・消滅した翌日から、運営する。
第3条	入会及び退会等 支部においては、規約第2条に定める会員の入会、退会、休会等に関する事項は、支部理事を経由して県会長に届けることによって、効力を発生する。 2 支部において、新たに、入会を希望する者は、所定の入会届により支部理事を経由して県会長に届けるものとする。 3 支部において、退会を希望する会員は、所定の退会届により支部理事を経由して県会長に届けるものとする。なお、年度始めの県本部が指定した日（5月中旬頃）までに退会届が受理されない場合、当該年度における会費が発生するものとする。 4 支部において、休会を希望する会員は、支部理事に口頭で届けるものとする。届けを受理した支部理事は、県会長へ報告するものとする。
第4条	会費 支部会員は、別に定める支部会員会費を、県会長が定める方法により納入することとする。
第5条	支部事業 支部は、次の事業を行う (1) 県本部事業の運営・連絡・調整・広報に関すること (2) 会費の徴収、納入 (3) その他、宮教研連の目的を達成するために必要な事業に関すること。
第6条	役員 支部には、支部顧問、支部理事、連絡員をおく。任務は以下の通りとする。 (1) 顧問は、支部理事の委嘱の他、宮教研連事業の広報の支援、会員勧誘の支援等、支部理事の業務を支援する。また、県副会長を兼ねることができる。 (2) 支部理事は、県本部・支部の事業の実務を行う。必要に応じて複数おくことができる。支部理事は、県本部理事を兼ねる。 (3) 連絡員は、県本部・支部の事業に係る文書送達等の実務を行う。必要に応じて複数おくことができる。
第7条	本規定の各条に定めるもののほか、支部に関する事項については、理事会において決定する。
第8条	(1) この規定は、令和7年1月26日より施行する。 (2) この規定は、令和7年5月8日に改定し、即日施行する。

美しい日本人の心とは

宮崎県教育研究連合会は、「美しい日本人の心を育てる」ことをスローガンに掲げ、様々な事業を展開しています。

私たちがスローガンとしている「美しい日本人の心」とは、主に以下の5つを指しています。

自己を愛する心

自己を愛する心とは、自分の長所、短所を認めた上で自分を大切にすること、他人を自分のように愛することのできる心、自分を支えてくれる家族・社会・国家・自然などに感謝し、これらを愛する心です。

人を愛する心

人を愛する心とは、人が生まれながらに持つ人に親しみを持つ気持ちを基盤にして、お互いのよさを認め合い、相手の立場に立って物事を考える思いやりの心のことです。その心が、親や祖先を敬う気持ちや人類愛につながります。

自然を愛する心

自然を愛する心とは、自然の中でこそ生きることができるということに自覚し、自然に親しみ、生命を尊重し、四季の移り変わりを感じ、自然を尊敬する心です。そして、神秘さ、美しさ、偉大さなど自然の様々な姿に感動したり畏れたりする心です。

社会を愛する心

社会を愛する心とは、「社会があって自分があり、その社会は自分たちがつくっている」という関係を認識し、感謝し、大事にして社会をよりよくしようとする心です。社会に奉仕し、貢献する心です。

国を愛する心

国を愛する心とは、人が自然に持っている国に対する愛着心に気づき、国があって自己があることを自覚し、積極的に国づくりに参加する心です。そして、自国に誇りを持ち、歴史や伝統・文化を大切にすることです。

全日教連の歌

—われらいとし子と共に—

小山 英夫 作詞

古関 裕而 作曲

Moderato 愛情をこめて *mf*

1. ふ る さ と の や ま
2. そ ら に ま う は と
3. は な ひ ら く あ す

の う た こ え ふ る さ と の つ ち の よ ろ こ び こ の
の は ば た き そ ら を ゆ く く も を な が め て こ の
の い の ち と み ん そ く の あ す の さ か え を こ の

い と し こ を み ま も り て わ れ ら は つ ど う ぜ ん に つ き よ う 一 れ 一 ん
い と し こ の し あ わ せ を わ れ ら は ま も る ぜ ん に つ き よ う 一 れ 一 ん
い と し こ と つ く り つ つ わ れ ら は す す む ぜ ん に つ き よ う 一 れ 一 ん

全日教連の歌

—われらいとし子と共に—

小山英夫 作詞

一、ふるさとの 山の歌声

ふるさとの 土のよろこび

このいとし子を 見守りて

われらは集う 全日教連

二、空に舞う 鳩のはばたき

空をゆく 雲をながめて

このいとし子の 幸せを

われらは守る 全日教連

(間奏)

三、花ひらく あすのいのちと

民族の あすの栄えを

このいとし子と つくりつつ

われらは進む 全日教連

